

台湾における知的財産権制度基盤整備事業

令和6年度概算要求額 **0.9億円**（0.8億円）

特許庁総務部国際協力課

事業の内容

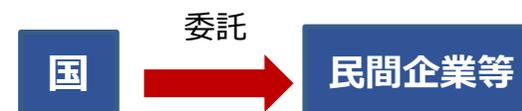
事業目的

台湾における知的財産権制度及び運用にかかる動向等について現地駐在の機動力を有効活用しながら調査し、台湾に進出する我が国企業を中心に情報提供を行う。また、模倣被害等個別相談を行うことにより我が国企業の海外出願、海外活動のインフラ整備を支援する。さらに、調査、収集された情報は我が国の知的財産施策の策定に資する。

事業概要

台湾に事務所を保有する団体、組織の事務所に知的財産権制度に精通した調査員を常駐させて、台湾の知的財産権制度及びその運用にかかる幅広い情報収集、調査研究活動を実施する。また、現地における知的財産権侵害問題に関する情報収集・実態調査を行い、その成果をマニュアル等としてとりまとめ、刊行物、インターネット、セミナーを通じて広く提供する。さらに、現地日系企業の模倣品に関する個別相談について、特許法律事務所を活用し法制度面の観点からのアドバイス等を行うとともに、現地日系企業OB等の知見・経験を活用し、模倣品流通実態や冒認出願の状況把握、日系企業の出願・販売戦略の提案等、幅広い情報提供、アドバイス等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

平成8年度から令和10年度までの事業であり、台湾の知財情報の提供、侵害対策等の相談を行うことにより、令和10年度における日本企業による特許出願のグローバル出願率を40%に引き上げることを目指す。

※グローバル出願率とは、日本企業が日本国においてした特許出願のうち、外国にも出願された件数の比率